

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第120号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第173号）

犀川広域基幹河川改修工事設計業務（その4）報告書における鞍月用水堰上流側右岸排水路に関する、

- ① 現況流下能力算定計算、
- ② ①の流下能力に対応する内水が集まってくる時の計画降雨量及び
- ③ ②の内水の時間経過に伴う水位変化及び犀川本川の時間経過に伴う水位変動の3件について記載したとされる文書（以下「流下能力計算書等」という。）である。

2 担当課（所）

土木部県央土木総合事務所

3 異議申立て等の経緯

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ア H22. 11. 22 公開請求 | エ H24. 1. 19 諮問  |
| イ H22. 12. 2 不存在決定 | オ H24. 12. 27 答申 |
| ウ H23. 6. 6 異議申立て  |                  |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、河川改修計画の策定にあたって重要な要素であるので、既設排水路の流下能力を計算して、適切に新設排水路を設計しなければならないと主張している。</p> <p>一方、実施機関は、既設排水路に接続する新設排水路の計画については、既設排水路は今回の改修の範囲外であるので、改めて流下能力計算書等を作成せず、同規模の断面を確保することとしていると述べている。</p> <p>実施機関が、本件河川改修工事について、上記のような方針であるとしている以上、本件公開請求に対応する公文書を作成していないとする実施機関の主張は不自然、不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第120号

# 答 申 書

平成24年12月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成22年11月22日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

犀川広域基幹河川改修工事設計業務（その4）報告書における鞍月用水堰上流側右岸排水路に関する次の事項を記載した文書

- ① 現況流下能力算定計算
- ② ①の流下能力に対応する内水が集まってくる時の計画降雨量
- ③ ②の内水の時間経過に伴う水位変化及び犀川本川の時間経過に伴う水位変動

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年12月2日に、本件公開請求について、不存在決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成24年1月19日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求の趣旨に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求の内容は、鞍月用水堰付近の河川改修を計画する際の重要な要素となっており、作成されていないはずがない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る箇所の河川改修計画は、既設護岸から河川側に約40メートル前出しして新設護岸を建設するもので、それに伴い既設排水路の延長が必要になることから、既設排水路に接続させる新設排水路を検討したものである。

既設排水路は、今回の河川改修工事の範囲外であり、新設排水路は既設排水路と同規模の断面を確保することとしているので、特段、公開請求に係る文書は作成しておらず、公開請求に係る公文書は存在しない。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

犀川広域基幹河川改修工事設計業務（その4）報告書における鞍月用水堰上流側右岸排水路に関する、①現況流下能力算定計算、②①の流下能力に対応する内水が集まってくる時の計画降雨量及び③②の内水の時間経過に伴う水位変化及び犀川本川の時間経過に伴う水位変動の3件について記載したとされる文書（以下「流下能力計算書等」という。）である。

##### 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、河川改修計画の策定にあたって重要な要素であるので、既設排水路の流下能力を計算して、適切に新設排水路を設計しなければならないと主張している。

一方、実施機関は、既設排水路に接続する新設排水路の計画については、既設排水路は今回の改修の範囲外であるので、改めて流下能力計算書等を作成せず、同規模の断面を確保することとしていると述べている。

実施機関が、本件河川改修工事について、上記のような方針であるとしている以上、本件公開請求に対応する公文書を作成していないとする実施機関の主張は不自然、不合理ではない。

また、異議申立人は、事業の具体的な実施方法の妥当性について言及しているが、当審査会はその当否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

#### 4 本件異議申立てについて

異議申立書では、「異議申立てに係る処分があったことを知った年月日」が、平成23年4月22日と記載されている。このことについて、当審査会から実施機関に確認したところ、本件決定は平成22年12月2日であるが、その際に異議申立人に口頭で通知したものの、同一人からの情報公開請求が多数あったことなどから、決定書を手交したのは平成23年4月22日であったとの説明がなされた。

今後、公開決定等の通知書の交付が処分日より大幅に遅延することがないように、適切な手続きの遂行に万全を期されたい。

#### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 1 月 19 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 7 3 号)
平成 24 年 2 月 27 日	○実施機関（土木部県央土木総合事務所）から理由説明書を受理した。
平成 24 年 8 月 6 日 (第 228 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 9 月 25 日 (第 230 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 11 月 8 日 (第 232 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 24 年 11 月 29 日 (第 233 回審査会)	○事案の審議を行った。